

総合研究大学院大学(SOKENDAI)特別研究員（挑戦型） Q&A

Q1 本事業の支援対象とならない学生には、どのようなものがあるか。

A1 下記の項目に該当する博士後期課程学生については、重複受給等を避ける観点から、本事業の対象とならないものとします。

- 文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の対象学生
- 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準(240万円/年(税引き前)以上)で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生
- 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

Q2 申請書に ORCID ID を記入することは必須か。

A2 ORCID ID の記入は必須です。ORCID ID の取得に関しては、総研大 HP (<https://www.soken.ac.jp/campuslife/orcid/>) を参照してください。

Q3 支援対象学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要があるか。

A3 本事業からの支給額のうち生活費相当額は税法上雑所得として扱われます。このことを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。

Q4 本事業による収入は所得税、住民税の対象となるか。

A4 本事業からの支給額のうち生活費相当額は雑所得として扱われるので、所得税、住民税の課税の対象となります。確定申告が必要となりますので、適切な対応を行うようにしてください。

Q5 留学生も対象となるか。

A5 支援対象学生について国籍要件は、設けていません。ただし、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生等は、重複受給等を避ける観点から、本事業の対象とはなりません。また、事業統括による学生の選抜は、本事業の政策目的である「我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の支援を強化する」等の観点を踏まえて行われます。支援対象学生は修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に携わる意思、能力を有することが前提となります。

Q6 日本学術振興会の特別研究員（DC2, DC1）に申請中であるが、本事業にも応募できるか。

A6 申請中であれば応募可能です。ただし、両方で採用された場合には、どちらか一方を辞退する必要があります。

Q7 新型コロナウイルス感染症の影響で、計画していた「SOKENDAI 研究派遣プログラム」による派

遣等が困難となった場合、どうすればよいか。

- A7 計画していた「SOKENDAI 研究派遣プログラム」の実施が、新型コロナウイルス感染症の影響で実施困難となった場合、オンラインを活用した国際交流等に切り替えるなど、代替措置も可能とすることを考えています。詳細については、事業統括と相談して下さい。
ただし、「SOKENDAI 研究派遣プログラム」による派遣について申請書に記載する際には、本来の形で実施する見込みで計画を記載して下さい。

- Q8 支援対象学生が TA や RA、もしくは共同研究の対価等として、給与等を受給することは可能か。

A8 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

- Q9 支援対象学生がアルバイトを行うことは可能か。

A9 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

- Q10 支援対象学生が外部研究費を受けて研究を実施することは可能か。

A10 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。

- Q11 支援対象学生が日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けることは可能か。

A11 本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSO の奨学金と性質が異なることから、問題ありません。

- Q12 支援対象学生が授業料に対する援助が目的の助成金（授業料免除、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金）を受けることは可能か。

A12 本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、授業料に対する援助を行うものではないことから、問題ありません。

- Q13 支援対象学生が学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」含む）を受けることは可能か。

A13 問題ありません。

- Q14 支援対象学生が所属大学等から下記に用途を限定した資金援助（実費相当分）を受けることは可能か。

- 授業料の援助に係る助成金の受給
- 研究費の受給
- 旅費の受給
- 受入環境整備に係る資金の受給（例：ベビーシッター利用料の補助等）

A14 問題ありません。

- Q15 支援対象学生が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、研究費を充

当することは可能か。

A15 可能ですが、本助成金により購入等した設備備品等については、助成事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。

Q16 共同研究等において、支援対象学生が研究中の災害や傷害等に対応するための任意保険に個人的に加入する場合、その保険料を研究費から支出することは可能か。

A16 個人的に加入する任意保険の保険料は、本助成金から支出することはできません。ただし、外部の研究者との共同研究等を行う場合で、当該共同研究を行うにあたり相手先の機関が当該保険への加入を必須条件としているなど、研究を行う上で規程に基づき加入が必要な場合においては研究に必要な経費として支出可能です。

Q17 支援対象学生が関わった研究の論文、成果発表には本事業による支援を受けたことを明記する必要があるか。

A17 本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST SPRING, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、「JPMJSP+数字 4 桁」です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST SPRING, Grant Number JPMJSPxxxx.

【和文】

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSPxxxx の支援を受けたものです。

※ 論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。